

定住自立圏構想形成協定の変更内容について

○ 新規事業の追加（1事業）、既存事業の変更（1事業）

・上川中部定住自立圏形成協定の変更に伴うもの ～ 新規事業の追加（1事業）、既存事業の変更（1事業）
 ・今回の協定変更により、平成28年度：28事業 → 平成29年度：29事業

新規・変更	連携自治体	事業名	目的	取組の内容	旭川市の役割	関係町の役割	効果	備考	
1	新規	鷹栖町 東神楽町 以上2自治体	農業生産技術等情報共有事業	圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る。	圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る	旭川市農業センターにおける試験研究に関する情報を関係町に提供する。	区域における農業生産技術等に関する情報を旭川市に提供する。	圏域の農業生産の安定及び生産性の向上、負担軽減	
2	変更	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 以上7自治体	広域観光のネットワーク化	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、 <u>観光圏の認定を目指すとともに、</u> 広域観光ホームページによる情報発信及び圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。	<u>観光圏の認定や圏域内の共同情報発信情報の共同発信</u> に向けて連絡調整を行う。 <u>観光圏整備計画の策定</u> 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、関係町と協力して取り組む。	<u>観光圏の認定や圏域内の共同情報発信情報の共同発信</u> に向けて旭川市に対し、情報を提供する。観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、旭川市と協力して取り組む。	観光、地場産品、各種イベント等の情報を共有し、圏域の観光振興及び圏域内外の交流を図る。	観光圏の認定がなかったため、文言を修正するもの	